

ご親族のご不幸を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡に伴うお手続きは、下記を参考に、各担当課で行ってください。

各担当課で必要な持ち物の他に、来庁された方の本人確認を実施しておりますので、身分証明書をお持ちください。

なお、手続き先が不明な場合は、市民課①番または⑥番窓口でサポート(案内)しますので、お声がけください。

亡くなられた方		担当課 問い合わせ先	・手続き内容 ☆持ち物
<input type="checkbox"/>	年金受給者 国民年金被保険者	市民課(東庁舎1階) 年金担当①番窓口 直通 34-3218 FAX 37-0260	・受給権者死亡届 ・年金請求手続き(未支給年金、遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金について納付状況等に応じてご案内) 亡くなられた方…☆年金証書、年金手帳、振込通知書など 請求者…☆預金通帳☆個人番号(通知)カード ※上記に加え、戸籍等の書類をご用意いただきます。手続き内容により必要書類が異なるため、詳細は年金担当でご案内します。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている方	⑥番窓口 直通 34-3490	印鑑登録は死亡届により自動的に抹消されます。 ※印鑑登録証はハサミを入れて廃棄してください。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードをお持ちの方	⑥番窓口 直通 31-3567	マイナンバーカードは死亡届により自動的に廃止されます。※死亡後の手続きで必要になることがあるため、諸手続きが終わるまで保管し、不要になったら破棄してください。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者 後期高齢者医療被保険者 (75歳以上の方)	保険課(東庁舎2階) 直通 34-3216 FAX 39-2523	・葬祭費支給申請・被保険者証返還 ☆亡くなられた方の被保険者証 ☆振込先口座番号がわかるもの ☆印鑑(※申請者以外へ振込みの場合)
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療 被保険者のみ	*支所・出張所手続き可	・相続人手続き(誓約書兼振込口座届) ☆振込口座番号がわかるもの
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者	高齢福祉課 (本庁舎北別棟1階) 直通 34-3213 FAX 34-3016	・介護保険証返還 ☆介護保険被保険者証 ・振込口座変更手続き(高額介護サービス費の給付がある場合) ☆印鑑(※申請者以外へ振込みの場合) ☆振込口座番号が分かるもの
<input type="checkbox"/>	高齢者福祉100円バス乗車パス券をお持ちの方	(本庁舎北別棟1階) 直通 34-3492 FAX 34-3026	・高齢者福祉100円バス乗車パス券返還 ☆松本市福祉100円バス上高地線電車乗車パス券
<input type="checkbox"/>	右の手帳等をお持ちの方	障がい福祉課 (東庁舎1階) ③番窓口 直通 34-3212 FAX 36-9119	・手帳等返還(必要な方は返還前にコピーをお取りください。) ☆身体障害者手帳☆療育手帳☆精神障害者保健福祉手帳 ☆自立支援医療受給者証☆特定医療費(指定難病)受給者証☆ウイルス肝炎医療費受給者証 ・乗車パス券返還 ☆松本市障害者福祉100円バス乗車パス券
<input type="checkbox"/>	特別障害手当 福祉手当受給者	*乳幼児・児童・母子・ 父子・20歳未満の 障がい者の方は「こども 福祉課⑨番窓口(東庁舎 1階)」へ	・資格喪失届 障がい福祉課でご案内します。
<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者		・福祉医療費受給者証返還・振込口座変更手続き ☆福祉医療費受給者証 ☆振込先通帳
<input type="checkbox"/>	障害者(児)タクシー料金助成 回数乗車券をお持ちの方		・資格喪失届・タクシー券返還 ☆タクシー料金助成回数乗車券

亡くなられた方		担当課 問い合わせ先	・手続き内容 ☆持ち物
<input type="checkbox"/>	児童手当・児童扶養手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当受給者	こども福祉課 (東庁舎1階) ⑨番窓口 直通 33-9855 FAX 36-9119	・資格消滅届及び新規申請 こども福祉課でご案内します。
<input type="checkbox"/>	配偶者が亡くなられたことにより、ひとりで子を養育する		・支援の該当になる場合の手続き こども福祉課でご案内します。
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病受給者		・受給者証返納届 ☆小児慢性特定疾病医療受給者証
<input type="checkbox"/>	18歳未満の子がおり、交通事故及び災害で亡くなられた方		・福祉金支給 ☆事故証明書 ☆戸籍謄本 (その他は、こども福祉課でご案内します。)
<input type="checkbox"/>	松本市営霊園名義人	環境保全課 (東庁舎4階) 直通 34-3043 FAX 34-3202	・霊園使用权承継手続き ☆霊園使用許可証 ☆戸籍謄本 ☆住民票抄本(交付日から三か月以内のもの) ※ 承継者の続柄によって必要書類が異なるため、お問合せください。
<input type="checkbox"/>	上下水道使用者	水道料金センター 直通 48-6810 FAX 48-6815	・閉栓届、使用者変更・所有者変更等 上下水道局内水道料金センターへご連絡ください。 ※ご連絡がない場合、ご使用がなくても準備料金(基本料金)が発生します。
<input type="checkbox"/>	固定資産税納税者	資産税課(本庁舎2階) 直通 34-3312 FAX 39-0725	・相続人代表者指定手続き 手続き内容、持ち物については、市民税課または資産税課へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	市県民税納税者	市民税課(本庁舎2階) 直通 34-3232 FAX 36-9345	
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 軽自動車 名義人		・名義変更等 車種により異なるため、必要書類についてはお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	市税納税者	納税課(本庁舎5階) 直通 33-4886 FAX 39-0723	・収納状況の確認等 ☆納税通知書
<input type="checkbox"/>	農地所有者	農業委員会事務局 (本庁舎5階) 直通 34-3226 FAX 36-6217	・農地取得の届出 農業委員会事務局でご案内します。
<input type="checkbox"/>	森林(保安林)の土地の所有者	森林環境課 (梓川支所1階) 直通 78-3003 FAX 78-3942	・森林取得の届出 ☆登記事項証明書等(所有権の移転を証明する書面) ☆土地の位置を示す地図 ※ 森林の場所によって届出が不要な場合がありますので、事前に森林環境課へお問い合わせください。



<input type="checkbox"/>	在留カード所持者 特別永住者証明書所持者 外国人登録証明書所持者	東京出入国在留管理局 長野出張所 電話 026-232-3317 FAX 026-232-3422	・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書返還 14日以内に在留管理局へ郵送等でお返しく下さい。 詳しくは在留管理局へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有者	長野地方法務局 松本支局 直通 32-2567	・相続に伴う所有権移転登記等の申請 詳しくは長野地方法務局松本支局へお問い合わせください。

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました。